

可決された意見書を各関係大臣に提出

日豪経済連携協定交渉において 国内農業に影響を与えないことを求める意見書

我が国とオーストラリアとの経済連携協定（EPA）については、4月23日に交渉が再開されました。オーストラリアは、これまで締結した他国との自由貿易協定（FTA）においては、米国への砂糖の輸出を除き関税撤廃の例外を設けない姿勢を貫いており、また、これまでの我が国との政府間共同研究においても、重要品目の具体的な取り扱いが明確にされていないことから、日豪EPAに我が国農業への配慮を盛り込むことは困難が想定されます。

仮に、農畜産物の全面的な関税撤廃を含んだ日豪EPAを締結することとなれば、オーストラリアからの農畜産物の輸入の主要4分野（牛肉・乳製品・小麦・砂糖）に関してだけでも、我が国農業への打撃は年8,000億円を超えるとの報道もあり、さらに、米国やカナダなどに対しても、同様に関税撤廃を認めざるを得なくなる事態も想定されることから、我が国の農業は壊滅的な打撃を受ける恐れがあります。特に農業を基幹産業とし、肉用牛や砂糖の原料であるさとうきびを主要産物とする当県にとっては、農業者はもとより、関連産業も含めた県経済全体が大きな打撃を受けることが懸念されます。

よって、政府におかれては、我が国の農業を守り、農業及び関連産業の持続的な発展を実現するため、日豪EPAについては下記のとおり速やかに実現されるよう強く要望します。

記

1. 我が国農業への影響を与えないよう配慮すること。
2. 農産物の関税撤廃には応じないこと。

教育予算確保に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界があります。このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ません。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要があります。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、教育予算に関する次の事項の実現について、格段の配慮方を強く要請いたします。

記

1. きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。